毎週月.水. 金曜日発行

第 3990 号

目 次 ————	
告示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
公告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	
監査委員公告	
○監査の結果の公表	3

# ·//// 示 ·////

# 富山県告示第467号

道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次の とおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月4日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

富山県知事 石 井 隆

道路の種類 及び路線名	区	間	変 更前後別	記号	敷地 <i>0</i> メー	が幅員	延 長メートル	縦覧場所
県道	南砺市野尻1128番から 南砺市野尻1128番まで	28番から	変更前		最大最小	9. 9 9. 5	37. 2	砺波土木
小森谷庄川線		28番まで	変更後		最大最小	11. 5 9. 7	37. 2	センター

### 富山県告示第468号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により公示する。

富山県報

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月4日から 1 筒月間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

富山県知事 石 井 降 一

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小森谷庄川線	南砺市野尻1128番から 南砺市野尻1128番まで	平成27年12月4日	砺波士木
	南砺市長源寺65番から 南砺市長源寺 161番まで	平放21年12月4日	センター

# 

# 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年12月4日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 アルビス米島店 高岡市米島字表向 460番1 ほか28筆
- 2 店舗を設置する者 JA三井リース株式会社 ほか1
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

JA三井リース株式会社 代表取締役 安田 義則 東京都品川区東五反田 二丁目10番2号 ほか1

# (変更後)

IA三井リース株式会社 代表取締役 髙橋 則広 東京都品川区東五反田 二丁目10番2号 ほか1

4 変更の日

平成27年4月1日 ほか

- 5 変更の理由 設置者の代表者変更のため
- 6 届出の日 平成27年11月13日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 縦覧期間 平成27年12月4日から平成28年4月4日まで 8
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

(1)氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事 項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

#### 監査の結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定に基づき、 平成27年10月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表す る。

平成27年12月4日

富山県監査委員 宮 本 光 眀 富山県監査委員 武 田 慎 \_ 富山県監査委員 洒 井 = 郎 富山県監査委員 桶 屋 泰 三

# 1 県の機関

### (1) 監査対象箇所

同

同

知事政策局 総 合 交 通 政 策 室 首 都 圏 本 同 部 観光・地域振興局 地 方 創 生 推 淮 室 観 課 同 光 同 玉 際 課 経営管理部 税 務 課 市 同 町 村 支 援 課 税 日 総 合 県 事 務 所 農林水産部 農 林 水 産 企 画 課 同 農 産 食 品 課 日 農 業 経 営 課 農 同 業 技 術 課 農 村 整 課 日 備 同 農 村 振 興 課 同 森 林 政 策 課 同 水 産 漁 港 課 + 木 管 玾 課 部 建 設 術 画 課 同 技 企 課 同 渞 路

河

砂

Ш

防

課

課

# **監 査 年 月 日** 平成27年10月23日

平成27年10月22日

平成27年10月28日 平成27年10月27日 平成27年10月22日 平成27年10月28日 平成27年10月22日 平成27年10月2日 平成27年10月1日 平成27年10月1日 平成27年10月5日 平成27年10月5日 平成27年10月5日 平成27年10月1日 平成27年10月2日 平成27年10月6日 平成27年10月23日 平成27年10月19日 平成27年10月19日

平成27年10月20日

平成27年10月20日

# (2) 監査対象年度

平成25年度及び平成26年度

### (3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむ ね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべ き事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

# 〈〈注意事項〉〉

- ア 歳入調定事務に不適正なものがあった。
- イ 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。
- ウ 支出科目を誤っているものがあった。
- エ 施設管理事故による損害賠償があった。
- オ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。 (2 箇所)
- カ 借受財産台帳に未整理のものがあった。(2箇所)
- キ 物品等の取得、処分手続きを誤っているものがあった。
- ク 行政財産使用許可に係る使用料に算定誤りがあった。

# 2 財政的援助団体等

# (1) 監査対象箇所

学 園 平成27年10月20日

富山県スポーツフェスタ実行委員会

学 校 法 人 白 藤

平成27年10月1日

監査年月日

### 監査対象箇所

# 監査年月日

富山空港国際路線利用促進協議会 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 越中とやま食の王国フェスタ実行委員会

平成27年10月19日 平成27年10月26日 平成27年10月1日

# (2) 監査対象年度

平成26年度

# (3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行及び公の施設の管理団体における業務の執 行は、おおむね適正に行われていると認められた。